

## パブリックコメントへの意見内容と町の考え方

趣 旨	番号	意 見 内 容	町 の 考 え 方
町職員の体制について	1	<p>今、障害福祉課の職員が少ない状況で本当に対応ができるか不安です。</p> <p>手話の普及を考えておられるのであればやはり聴覚障害に理解があり、手話通訳士もしくは手話通訳者の資格を有する職員の設置を考えて下さい。</p> <p>手話通訳だけではなく精神保険福祉など専門知識のある職員配置も必要です。</p>	<p>障がい福祉担当には、社会福祉士資格を有した職員を配置しており、専門職による対応としているところです。</p> <p>身体、知的、精神の3障がい、また、個々の障がい特性に応じた対応を可能となるには、限られた職員数の中でどのような対応が良いのかを条例に規定している諸施策の立案において検討してまいります。</p>
	2	<p>条例案通りに施策をして行こうとすると専門職の人員が必要になって来ると思います。</p> <p>住民のみなさんに啓発活動をどの様に行って行くか。具体的なものはこれからだと思いますがその面の裏付けをどうして行くか。上の専門職の人員配置にも関わりがあると思います。</p> <p>くれぐれも役場に関係者を呼びつけて通訳も付けずに短期間で意見を出せと言う様な間違いを起こさない様にお願いします。</p>	
	3	<p>「仏作って魂入れず」とならないように、条例を制定した後が重要。まずは、町役場が一般職で手話ができる職員を配置すべき。</p>	

パブリックコメントへの意見内容と町の考え方

趣 旨	番号	意 見 内 容	町 の 考 え 方
<p>条例策定経過について</p>	<p>1</p>	<p>条例制定にあたっては、障害のある方々の意見を十二分に踏まえ検討いただきたい。</p> <p>パブコメの募集期間は6月15日からとなっており、ホームページには掲載され、公共施設等には書類が置かれていたようだが、多くの住民が知るのはいずれも広報紙。パブリックコメントの募集が町民の窓に掲載されたのが7月1日号で、締め切りが7月6日というのは、期間として短すぎるのではないかと。</p>	<p>障がい者当事者、障がい者の方々を支援するボランティアの皆さん、当事者団体の方々と意見交換の場を持ち、条例案に対する意見をいただきました。</p> <p>いただいた意見を踏まえ素案を精査、検討してまいります。</p>

パブリックコメントへの意見内容と町の考え方

趣 旨	番号	意 見 内 容	町 の 考 え 方
その他	1	<p>条例を作るだけで実質中身がないということがないように他市町村のモデルになれるような条例また中身になる事を期待します</p>	<p>条例規定にありますように具体的な施策立案については、今後に委ねることになりますが、住民、事業者の皆様方の理解促進と条例理念の実現に向けたご協力をいただくことが重要です。</p> <p>施策立案に当たっては、関係者、当事者からのご意見を広くお聞かせいただける市町村福祉計画に位置付け、実行するよう取り組んでまいります。</p>
	2	<p>また推進会議や計画の見直し等には出来るだけ現場の声を入れるためにもサークルや関係者の参加が出来るようにすれば良いのではないかと思います。あるいは、サークル等に職員が出向いて説明をする。</p> <p>この条例案の趣旨は、誰もが等しく情報を共有出来る事だと理解してます。その為には役場の職員のみなさんがこの条例案の趣旨を理解して対応される事が大切ではないでしょうか？</p> <p>条例を作った事で終わりにせず実施して初めて条例が生きて来ると思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>	
	3	<p>宇治田原町は他の自治体に比べて、障害者に対するの対策が大幅に遅れているのではと言うのが率直な意見です。</p> <p>役場の窓口で、まず手話ができる職員が居るのか？と思います。</p> <p>綺麗事ではなく、現実的な対応が相当遅れているかと。健常者も障害者も何不自由なく暮らせる町に変えていかないとだめとは、間違いなく思います。豪華な新庁舎を大きい借金して立派な庁舎を建てても、中身が伴わないと。</p> <p>ハリボテではなく障害者が利用しやすい優しい建て方にして、スロープ、点字、手話のできる職員を窓口に1名は置くとか、今の時代外見より中身が大切かと。宇治田原町は障害者団体も少ないので、声がなかなか挙がらないのでは？</p> <p>条例については宇治田原町の事業者への説明理解が大切ではないかと。</p>	